

平塚市監査委員	市	川	喜久江
同	城	田	孝子
同	山	原	栄一
同	秋	澤	雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和6年度の財務監査

行政委員会等	選挙管理委員会事務局
社会教育部	社会教育課、博物館

2 監査の実施期間

令和6年11月12日から12月26日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
 - 契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

行政委員会等

(1) 選挙管理委員会事務局

ア 財務に関する事務の執行については、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れがあった。

個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

ウ その他

○ 要望事項

各種選挙における投票率の低下は、本市のみならず全国的な課題となっているところである。そうした中、投票率向上のため様々取り組んでいることは理解するところだが、中高生を含む若年層に対しては、特に創意工夫をこらし、対象世代が興味をひく取組を積極的に実施されたい。また、投票所とする施設のバリアフリー化など投票環境の改善に向けては、庁内関係各課が一体となって検討を進められたい。

社会教育部

(1) 社会教育課

ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚市埋蔵文化財調査事務所	①外壁にシーリング亀裂、硬化 ②コンクリート擁壁に亀裂 ③駐車場他3カ所に陥没

(2) 博物館

ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
博物館	①事務室換気扇 換気量の不足 ②1階廊下 非常用照明不点灯 ③防火扉 順位調整器の劣化

以 上